

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年1月25日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 意見の対象となった届出に係る公告  
平成28年9月16日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
2. 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス土庄店  
小豆郡土庄町湊崎甲2688番地 外16筆
3. 法第8条第1項の規定により土庄町から聴取した意見の概要  
該当なし
4. 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
  1. 意見書を提出した者  
土庄町商工会
  2. 意見の概要
    - 周辺的生活環境への影響に配慮し、地域社会との調和ある街づくりに努めてほしい。  
(理由)
      - 特に交通渋滞、安全面については周辺・敷地内ともに、地元住民として大変憂慮しているところであり、店舗建設に十分検討され、開店後も警備を重ねる等の対応を願いたい。
      - 店舗の敷地内には、農道が通っており、この道を利用される方への安全面については、十分配慮を願いたい。
    - 地域社会との共存共栄の方向性確立と共に、活力ある地域経済及び地域社会の実現に寄与するよう努めてほしい。  
(理由)
      - 地元イベント等に積極的な協力をしてほしい。
      - 当会と連携を密にする観点から、当会特別会員として加入頂き、指導を願いたい。
      - 施工に当たっては、優先的に地元施工業者・納入業者の活用を図る様配慮してほしい。
5. 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課
縦覧期間	平成29年1月25日から同年2月25日まで